

ガラス飛散防止フィルム 貼付補助金制度

フィルムなし

フィルムあり



家屋の倒壊
3%

不明
3%

その他
18%

家具の転倒・
落下
47%

ガラス
29%

←大震災時のけがの原因

家具の転倒・落下に次いで、
全体の**3割**の方が、割れたガラスによってけがを負っています。

(出典：日本建築学会「阪神淡路大震災
住宅内部被害調査報告書」より)

葛飾区



★補助対象者（区内居住で世帯全員が次のいずれかに該当する世帯の個人）

- (1) **満65歳以上の方** [証明書類:健康保険証等のコピー]
- (2) 身体障害者手帳(**1級又は2級**)の交付を受けている方 [証明書類:身体障害者手帳のコピー]
- (3) **愛の手帳(1度又は2度)**の交付を受けている方 [証明書類:愛の手帳のコピー]

■申請の流れ(貼り付けする前の申請となります)

申請

【業者へ依頼される方】

申請書に証明書類(運転免許証、保険証等の写し)を添付し、地域防災課へ申請してください。

【ご自身での貼り付けを希望される方】

上記書類に加え、**見積書**も必要となりますので添付してください。(この時点で**製品の購入はしない**でください。)

審査

【業者へ依頼される方】

内容を審査し、補助対象者の住所、氏名等必要な情報を業者にお渡しします。

【ご自身での貼り付けを希望される方】

内容を審査し、地域防災課から別途通知をお送りしますので、それまでお待ちください。

貼付

【業者へ依頼される方】

業者がご自宅で見積もり調査を行います。見積金額に同意が得られれば、後日業者が貼り付けを行います。

【ご自身での貼り付けを希望される方】

通知受領後、製品の購入及び貼り付けを行います。その後の流れは地域防災課からの通知でお知らせします。

■補助金額等

- (1) 補助額は、施工費等諸費用を含めて**2万円以内**です。
 - (2) 申請は随時受付しております。
- (注意) 飛散防止フィルムは、地震時等にガラスの飛散を防止するものです。
ガラスが割れなくなるわけではありません。
- (注意) 本事業での補助金申請は**各世帯1回限り**です。
- (注意) フィルムを**購入または貼り付けた後の事後申請は認められません。**

■問合せ先

葛飾区役所 地域振興部 地域防災課(葛飾区役所本庁舎5階)

☎ 03-5654-8254 FAX 03-5698-1503

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1